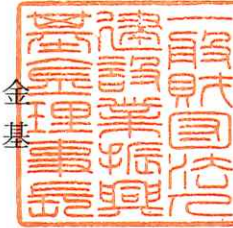


一般社団法人奈良県建設業協会 会長 殿

一般財団法人建設業振興基金
理事長 佐々木 基



建設業法施行規則の改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当財団の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ハに規定する登録経理講習の制度が創設されました。本講習は登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習になります。

また、**経営事項審査の審査基準が2021年4月に改正されることになり**、建設業の経理の状況の中では「登録経理試験に合格した者」から「登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年以内の者」および「登録経理講習を受講した者で受講した年度の翌年度から5年以内の者」に**経営事項審査の評価対象が変更**となります。過去の登録経理試験合格者等の経過措置や当財団が実施している登録講習会の受講者に対する経営事項審査上の取り扱いにつきましては、建設業法施行規則改正に伴う関係告示の改正等に関するパブリックコメントの意見募集が終了しており、後日、告示の公布により規定される予定であります。

なお、当財団としては、新たに規定された登録経理講習実施機関について国土交通省に申請する予定にしております。今後とも建設業経理検定事業に関してご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

【本件に関する問い合わせ先】

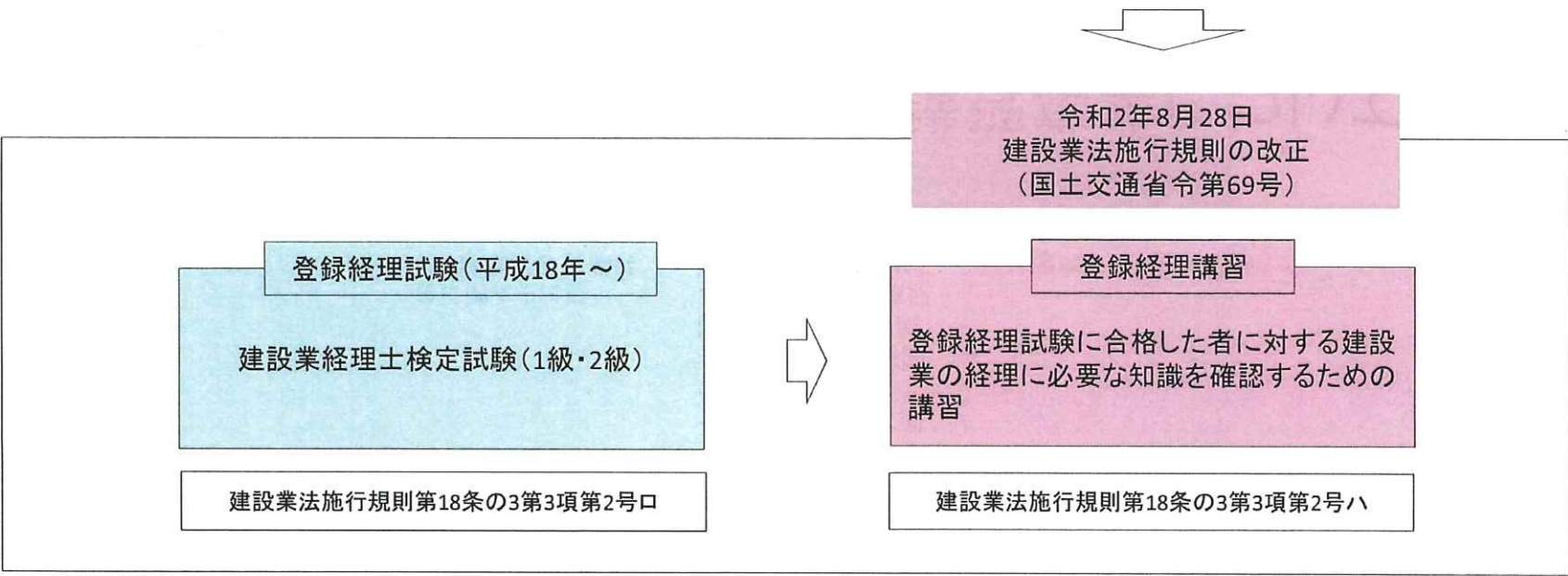
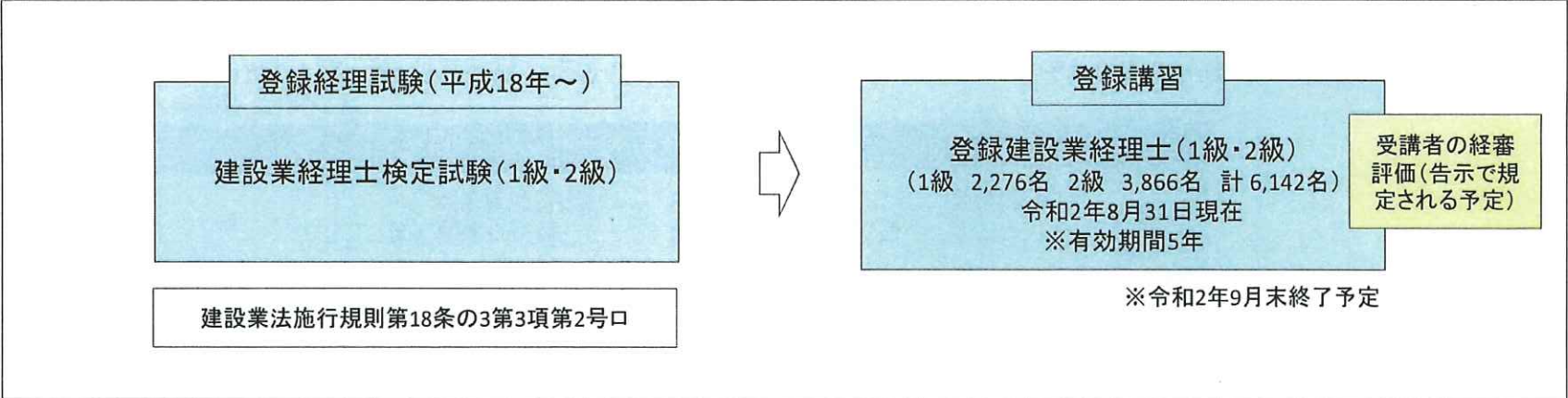
(一財)建設業振興基金
金融・経理支援センター
経理研究・講習課

〒900-0001 奈良県奈良市

別紙

新制度に伴う登録経理講習事業について

(一財)建設業振興基金
令和2年9月



第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

- 一 労働福祉の状況
- 二 建設業の営業継続の状況
- 三 法令遵守の状況
- 四 建設業の経理に関する状況
- 五 研究開発の状況
- 六 防災活動への貢献の状況
- 七 建設機械の保有状況
- 八 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
- 九 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
- 十 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

2. (略)

3. 第1項第4号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの

ロ 登録経理試験(建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。)に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ハ 登録経理講習(登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。)を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イからニまでに掲げる者の数

第十八条の二十五 登録経理講習実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計六時間以上行うこと。

| 級 | 科目 | 内容 | 時間 |
|----|------------------|--|-------|
| 一級 | 一 建設業の原価計算に関する科目 | 建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項 | 六時間以上 |
| | 二 建設業の財務諸表に関する科目 | 会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項 | |
| | 三 建設業の財務分析に関する科目 | 財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項 | |
| 二級 | 一 建設業の原価計算に関する科目 | 建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項 | 六時間以上 |
| | 二 建設業の財務諸表に関する科目 | 会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する概略的事項 | |